平成２１年（フ）第６１１号
函館市亀田本町２番１号
債務者　西谷　茂樹
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６１２号
函館市桔梗２丁目23番29号
債務者　大吉　　都
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
北海道旭川市東光16条６丁目２番23号
債務者　木村　孝浩
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１３号
北海道旭川市豊岡９条３丁目４番４号　清香荘Ｂ－２
債務者　椎野　照子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１４号
北海道旭川市末広３条３丁目５番24号　ハイツＫＹ202
債務者　大多和真一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２０号
北海道旭川市春光台５条２丁目８番17号
債務者　原田れい子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２３号
北海道旭川市錦町16丁目2659番地の14　晴山荘201号室、住民票上の住所北海道旭川市錦町16丁目2983番地の35　山田コーポ１号室
債務者　岡林ひろみ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２４号
北海道旭川市旭神１条５丁目13番６号
債務者　佐藤　良子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２５号
北海道旭川市旭神１条５丁目13番６号
債務者　佐藤　則昭
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２６号
北海道旭川市豊岡４条５丁目５番15号　大北第２マンション２Ｆ　１号室
債務者　木村　英子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３１号
北海道旭川市東光２条４丁目１番21号　ルクシマンション102
債務者　頓所　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３３号
北海道旭川市東光５条１丁目８番20―605号　ロピア東光501
債務者　米澤　英次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３４号
北海道旭川市東光５条１丁目８番20―605号　ロピア東光501
債務者　米澤　衛子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３８号
北海道旭川市忠和３条１丁目８番８号　北都ハイツ306号
債務者　村上　陽一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３９号
北海道旭川市末広４条７丁目９番16号
債務者　藤枝　香織
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部